

「ご契約のしおり・約款」追加・変更のお知らせ (2020年9月版)

- ひまわり保険
(5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険(07))
- わくわくポッケ
(無配当こども保険(17))
- 太陽生命のやさしい保険
(無配当無選択型医療保険(無解約払戻金型)(13))
- ひまわりけんこうプラン, ひまわりけんこうプランレディー
(5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険(07))
- けんこう, けんこうレディ
(無配当医療保険(07))
- つかえる保険エール, 超エール
(5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(07))
- ハッピー・チケット
(5年ごと利差配当付養老保険(07))
- 太陽生命の保険組曲(特約の更新・終身変更)
(5年ごと利差配当付終身保険(07))
- 無配当定期保険
(無配当定期保険(07))
- 医療保障付定期保険
(医療保障付定期保険(07))
- こども保険専用 特約中途付加のしおり
(わくわくポッケ, ひまわり学資プラン がんばれ)

本冊子は、別途お渡ししている「ご契約のしおり・約款」について、変更された内容を記載したものです。「ご契約のしおり・約款」の記載内容につきまして、本文書のとおり、一部を変更させていただきます。まことに恐縮ですが、「ご契約のしおり・約款」と合わせてご一読・保管くださいますようお願いいたします。

【1】 「ご契約のしおり」の変更 (ひまわり保険, わくわくポッケ, 太陽生命のやさしい保険)	2
【2】 「ご契約のしおり」の変更 (ハッピー・チケット, つかえる保険エール, 超エール, 「太陽生命の保険組曲」用 特約の更新・終身変更, 無配当定期保険)	4
【3】 「ご契約のしおり」の追加 (けんこう, けんこうレディ, ハッピー・チケット, つかえる保険エール, 超エール, 「太陽生命の保険組曲」用 特約の更新・終身変更, 無配当定期保険)	4
【4】 「約款」の変更・追加 (ひまわり保険, ひまわりけんこうプラン, ひまわりけんこうプランレディー)	5
【5】 「約款」・「特約条項」の変更・追加 (わくわくポッケ)	6
【6】 「約款」の変更・追加 (太陽生命のやさしい保険)	6
【7】 「約款」・「特約条項」の変更・追加 (けんこう, けんこうレディ)	7
【8】 「約款」・「特約条項」の変更・追加 (つかえる保険エール, 超エール)	8
【9】 「約款」・「特約条項」の変更・追加 (ハッピー・チケット)	9
【10】 「特約条項」の追加 (「太陽生命の保険組曲」用 特約の更新・終身変更)	10
【11】 「約款」・「特約条項」の変更・追加 (無配当定期保険)	10
【12】 「約款」の変更 (医療保障付定期保険)	11
【13】 「特約条項」の追加 (こども保険専用 特約中途付加のしおり)	11
【14】 「指定代理請求特約」の変更	11
【15】 「保険料口座振替扱特約」の変更	12
【16】 「リビング・ニーズ特約」の追加・変更 (ひまわりけんこうプラン, ひまわりけんこうプランレディー, けんこう, けんこうレディ, ハッピー・チケット, つかえる保険エール, 超エール, 「太陽生命の保険組曲」用 特約の更新・終身変更)	12

※変更のない項目については、「(途中省略)」を記載しています。

**【1】「ご契約のしおり」の変更
(ひまわり保険, わくわくポッケ, 太陽生命のやさしい保険)**

1. 「お申込みに際して」の以下の項目を一部変更します。

①「責任開始期について」に記載の内容について、つぎのとおり変更します。

●新たにお申込みいただいた契約の引受けを当社が承諾した場合、つぎの①と②のいずれか遅い時から保険契約上の責任を開始します。

①告知時（告知手続き画面への入力時・告知書への記入時）

②第1回保険料充当金の受取時（*1）

（*1）第1回保険料充当金の受取時(当社が受け取ったとみなす時期)は払込方法ごとにつぎに定める時となります。

払込方法	当社が受け取ったとみなす時期
現金	当社職員が受け取った時
デビットカード	当社所定の決済端末による決済が完了した時
クレジットカード	当社所定の決済端末による決済が完了した時（*2）
当社保険契約の満期保険金などの支払金からの差引	保険期間満了日の翌日
当社保険契約の年金からの差引	年金支払開始日（第1回の年金支払日）
当社指定口座への振込	当社指定口座への着金日

（*2）当社がクレジットカードの有効性などを確認した時（所定の払込手続き画面上に決済完了メッセージが表示された時）を指します。

②「保険料払込時のご注意」の「●第1回保険料に充当する金額」に記載の内容について、つぎのとおり変更します。

※お申込み経路が「営業職員」の場合が該当します。お申込み経路が法人募集代理店・通信販売の場合は変更ありません。

●第1回保険料に充当する金額

・当社の営業職員につぎの払込方法によりお払い込みいただく際は、つぎのお取扱いとなります。

払込方法	お取扱い
現金	当社が領収した旨をご契約者の指定する携帯電話にショートメッセージサービス（SMS）で送信または固定電話等にFAXにて送信させていただきますので、ご確認ください。 ショートメッセージサービス（SMS）またはFAXをご利用できない場合などには、「第1回保険料充当金領収証」を発行します。
デビットカード クレジットカード	当社所定の決済端末にてお手続きいただきます。 決済の完了時に確認メッセージが画面に表示されますのでご確認ください。

・つぎの払込方法では、「第1回保険料充当金領収証」の発行等はいりません。

・ご加入いただいている当社保険契約の満期保険金などの支払金より第1回保険料充当金を差し引く場合（第1回保険料充当金は、「お支払額計算書兼精算書」にてお確かめください）

・口座振替により第1回保険料充当金をお払い込みいただく場合

・見直し前契約の前納保険料残額から第1回保険料を充当する場合

③「クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除）」の「●クーリング・オフの取扱期間」に記載の内容について、つぎのとおり変更します。

※お申込み経路が「営業職員」の場合が該当します。お申込み経路が法人募集代理店・通信販売の場合は変更ありません。

●クーリング・オフの取扱期間

- お申込者またはご契約者（以下「お申込者等」といいます）は、つぎの起算日からその日を含めて20日以内であれば、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。

お申込み経路	起算日
・営業職員	<ul style="list-style-type: none"> ●つぎのいずれか遅い日 <ul style="list-style-type: none"> ①「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」（*1）または「クーリング・オフ制度について記載した書面」（*1）の交付日のいずれか早い日 ②保険契約の申込日（更新の場合は更新後のご契約の申込日） ③第1回保険料充当金の払込日（*2）

(*1) 保険契約の申込みの撤回または解除に関する事項を記載した、保険業法第309条第1項第1号に定める書面になります。

(*2) 払込日は、払込方法ごとにつぎに定める日となります。

払込方法	払込日
現金	領収日
デビットカード	ご利用日
クレジットカード	ご利用日
当社保険契約の満期保険金などの支払金からの差引	当社保険契約の満期保険金などの支払日
当社保険契約の年金からの差引	当社保険契約の年金（第1回）の支払日
当社指定口座への振込	当社指定口座への着金日

※更新後契約の第1回保険料充当金の払込方法が満期保険金などの支払金からの差引以外となる場合、③の「第1回保険料充当金の払込日」は「更新日（更新前契約の保険期間満了日の翌日）」として取扱います。

※「太陽生命のやさしい保険」の更新契約は、第1回保険料充当金の払込経路が満期祝金からの差引以外となる場合、③第1回保険料充当金の払込日は「更新日（更新前契約の保険期間満了日の翌日）」として取扱います。

2. 「ご契約後について」の「【7】受取人・住所などの変更や証券紛失」の「3. 住所変更・改姓・改名・証券紛失などの際の手続き」をつぎのとおり変更します。

- 当社ホームページにおいても、つぎのお手続き等が可能です。

- ・住所の変更
- ・保険証券の再発行
- ・指定代理請求特約の中途付加

なお、お手続きには該当するサービスの会員登録が必要となるなど所定の条件があります。

※上記のお取扱いは2020年9月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

**【2】「ご契約のしおり」の変更
 (ハッピー・チケット, つかえる保険エール, 超エール,
 「太陽生命の保険組曲」用 特約の更新・終身変更, 無配当定期保険)**

1. 「高額割引制度」についてつぎのとおり変更します。

■2019年4月1日以降に更新または終身変更する主契約・特約について、「高額割引制度」を廃止します。

ただし、太陽生命の保険組曲は、高額割引制度対象の継続する主契約・特約について、契約時の高額割引制度が適用されます。

※「高額割引制度」は、主契約・特約の所定の死亡保険金の合計額が3,000万円以上のときに、保険料を割引く制度です。

※「高額割引制度」について記載したページは以下のとおりです。

「ご契約のしおり・約款」種類	掲載ページ
ハッピー・チケット	7ページ
つかえる保険エール/超エール	10ページ
「太陽生命の保険組曲」用 特約の更新・終身変更のしおり	1ページ
無配当定期保険(07)	5ページ

2. 「ご契約後について」の「受取人・住所などの変更や証券紛失」の「3. 住所変更・改姓・改名・証券紛失などの際の手続き」をつぎのとおり変更します。

●当社ホームページにおいても、つぎのお手続き等が可能です。

- ・住所の変更
- ・保険証券の再発行
- ・指定代理請求特約の中途付加

なお、お手続きには該当するサービスの会員登録が必要となるなど所定の条件があります。

※上記のお取扱いは2020年9月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

**【3】「ご契約のしおり」の追加
 (けんこう, けんこうレディ, ハッピー・チケット, つかえる保険エール, 超エール,
 「太陽生命の保険組曲」用 特約の更新・終身変更, 無配当定期保険)**

1. 「特別条件付契約のしおり」「【4】特別条件を付加する場合のご注意点」について、つぎのとおり追加します。

※「「太陽生命の保険組曲」用 特約の更新・終身変更」「無配当定期保険」は「【3】特別条件を付加する場合のご注意点」に追加します。

表3 対象となる感染症

(途中省略)

(注) 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同様とします。)は、対象となる感染症に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。

【4】「約款」の変更・追加

(ひまわり保険, ひまわりけんこうプラン, ひまわりけんこうプランレディー)

1. 「5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険(07)」の「普通保険約款」の第36条第1項(2)をつぎのとおり変更します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第36条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。

(途中省略)

- (2) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。

2. 「5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険(07)」の「普通保険約款」の第39条をつぎのとおり変更します。

(時効)

第39条 保険金、給付金、解約払戻金、契約者配当金、その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅します。

3. 「5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険(07)」の「普通保険約款」の「別表6 対象となる感染症」につぎのとおり追加します。

(途中省略)

(注) 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同様とします。)は、対象となる感染症に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。

【5】「約款」・「特約条項」の変更・追加（わくわくポッケ）

1. 「無配当こども保険(17)」の「普通保険約款」の第40条第1項（2）をつぎのとおり変更します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第40条 保険契約申込書に記載された保険契約者または被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。

（途中省略）

(2) 契約日における実際の年齢が会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。ただし、保険契約者について、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達しており、その達した日における被保険者の年齢が会社の定める契約年齢の範囲内であった場合には、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。

2. 「無配当こども保険(17)」の「普通保険約款」の第42条をつぎのとおり変更します。

（時効）

第42条 満期祝金、死亡給付金、解約払戻金もしくはその他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅します。

3. 「無配当こども保険入院特約(17)」の「別表8 対象となる感染症」、 「無配当こども保険手術特約(17)」の「別表10 対象となる感染症」につぎのとおり追加します。

（途中省略）

（注）新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同様とします。）は、対象となる感染症に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。

【6】「約款」の変更・追加（太陽生命のやさしい保険）

1. 「無配当無選択型医療保険（無解約払戻金型）(13)」の「普通保険約款」の第29条第1項（2）をつぎのとおり変更します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第29条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。

（途中省略）

(2) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。

2. 「無配当無選択型医療保険(無解約払戻金型)(13)」の「普通保険約款」の「別表11 対象となる感染症」につぎのとおり追加します。

（途中省略）

（注）新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同様とします。）は、対象となる感染症に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。

【7】「約款」・「特約条項」の変更・追加（けんこう、けんこうレディ）

1. 「無配当医療保険(07)」の「普通保険約款」の第38条第1項（2）をつぎのとおり変更します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第38条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。

（途中省略）

(2) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、この場合、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。

2. 「無配当医療保険(07)」の「普通保険約款」の第40条をつぎのとおり変更します。

（時効）

第40条 入院給付金、手術給付金、死亡保険金、解約払戻金もしくはその他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅します。

3. 「無配当医療保険(07)」の「普通保険約款」の「別表10 対象となる感染症」、 「取扱総則規定特約(入院)」の「別表 1.感染症」、 「入院一時金特約(07)」の「別表5 対象となる感染症」、 「長期入院特約(07)」の「別表3 対象となる感染症」、 「通院特約(07)」の「別表5 対象となる感染症」、 「災害割増特約(07)」の「別表2 対象となる感染症」、 「積立保険特約(07)」の「別表3 対象となる感染症」につぎのとおり追加します。

（途中省略）

（注）新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同様とします。）は、対象となる感染症に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。

【8】「約款」・「特約条項」の変更・追加（つかえる保険工一ル，超工一ル）

1. 「5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(07)」の「普通保険約款」の第34条第1項（2）をつぎのとおり変更します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第34条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。
（途中省略）

(2) 契約日における実際の年齢が会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。

2. 「5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(07)」の「普通保険約款」の第37条をつぎのとおり変更します。

（時効）

第37条 保険金、生存給付金、解約払戻金、契約者配当金、その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅します。

3. 「取扱総則規定特約(入院)」の「別表 1.感染症」、 「入院一時金特約(07)」の「別表5 対象となる感染症」、 「傷害特約(07)」の「別表4 対象となる感染症」、 「災害割増特約(07)」の「別表2 対象となる感染症」、 「特別扱保険契約特約」の「別表1 対象となる感染症」につぎのとおり追加します。

（途中省略）

（注）新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同様とします。）は、対象となる感染症に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。

【9】「約款」・「特約条項」の変更・追加（ハッピー・チケット）

1. 「5年ごと利差配当付養老保険(07)」の「普通保険約款」の第38条第1項（2）をつぎのとおり変更します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第38条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。
（途中省略）

(2) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。

2. 「5年ごと利差配当付養老保険(07)」の「普通保険約款」の第41条をつぎのとおり変更します。

（時効）

第41条 保険金、解約払戻金、契約者配当金、その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅します。

3. 「取扱総則規定特約(入院)」の「別表 1.感染症」、 「傷害特約(07)」の「別表4 対象となる感染症」、 「特別扱保険契約特約」の「別表1 対象となる感染症」につぎのとおり追加します。

（途中省略）

（注）新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同様とします。）は、対象となる感染症に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。

【10】「特約条項」の追加（「太陽生命の保険組曲」用 特約の更新・終身変更）

1. 「災害割増特約(07)」の「別表2 対象となる感染症」、
「傷害特約(07)」の「別表4 対象となる感染症」、
「取扱総則規定特約(入院)」の「別表 1.感染症」、
「入院一時金特約(07)」の「別表5 対象となる感染症」、
「通院特約(07)」の「別表5 対象となる感染症」、
「特別扱保険契約特約」の「別表1 対象となる感染症」につぎのとおり追加します。

(途中省略)

(注) 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同様とします。）は、対象となる感染症に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。

【11】「約款」・「特約条項」の変更・追加（無配当定期保険）

1. 「無配当定期保険(07)」の「普通保険約款」の第33条第1項（2）をつぎのとおり変更します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第33条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。

(途中省略)

(2) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。

2. 「無配当定期保険(07)」の「普通保険約款」の第35条をつぎのとおり変更します。

(時効)

第35条 保険金、解約払戻金、その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅します。

3. 「災害割増特約(07)」の「別表2 対象となる感染症」、
「傷害特約(07)」の「別表4 対象となる感染症」、
「取扱総則規定特約(入院)」の「別表 1.感染症」、
「特別扱保険契約特約」の「別表1 対象となる感染症」につぎのとおり追加します。

(途中省略)

(注) 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同様とします。）は、対象となる感染症に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。

【12】「約款」の変更（医療保障付定期保険）

1. 「医療保障付定期保険(07)」の「普通保険約款」の第31条第1項（2）をつぎのとおり変更します。

（年齢、性別の誤りの処理）

第31条 契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、つぎの方法によります。

（途中省略）

- (2) 実際の年齢が契約締結の当時、会社の保険料表の範囲外であったときは、会社は、契約を取り消すことができるものとし、この場合、すでに払い込まれた保険料の元利金を契約者に払い戻します。ただし、実際の年齢が、その誤りを発見したとき、すでに保険料表の範囲内に達していた場合には、最低年齢に達した日に契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料は、その契約の保険料に充当し、前号に準じて取り扱います。

2. 「医療保障付定期保険(07)」の「普通保険約款」の第38条をつぎのとおり変更します。

第38条 保険金、給付金、払戻金および契約者配当金ならびに保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅します。

【13】「特約条項」の追加（こども保険専用 特約中途付加のしおり）

1. 「こども保険傷害特約(07)」の「別表4 対象となる感染症」、 「こども保険疾病保障特約(07)」の「別表6 対象となる感染症」、 「こども保険入院一時金特約(07)」の「別表5 対象となる感染症」につぎのとおり追加します。

（途中省略）

（注）新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同様とします。）は、対象となる感染症に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。

【14】「指定代理請求特約」の変更

1. 第9条（2）・（3）をつぎのとおり変更します。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

第9条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

（途中省略）

- (2) 第5条（指定代理請求人への解除通知）中「主約款または主特約条項」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第6条（特約を付加した場合の取扱）第3項中「主約款および主特約条項」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

【15】「保険料口座振替扱特約」の変更

1. 第12条を以下のとおり変更します。

(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第12条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(保険料率)第3項の規定は「第1項の規定にかかわらず、主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。」と読み替えます。
- (2) 第3条(保険料の払込)第1項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第4条(繰返し同一月数分保険料および前納保険料の払込)第2項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (4) 第8条(主約款の規定の適用)および次条中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (5) 第9条(第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則)第1項中「主約款(ガン保険については、ガン保険普通保険約款第1条)」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (6) 無配当保険料払込免除特約、無配当総合保険料払込免除特約、無配当介護保障保険料払込免除特約、無配当生活介護保障保険料払込免除特約または無配当新総合保険料払込免除特約を主契約に中途付加する際に、会社の定める方法により計算した金額を口座振替扱により払い込むことができます。この場合、第9条(第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則)第2項および第4項の規定を準用します。

【16】「リビング・ニーズ特約」の追加・変更

(ひまわりけんこうプラン、ひまわりけんこうプランレディー、けんこう、けんこうレディ、ハッピー・チケット、つかえる保険エール、超エール、
「太陽生命の保険組曲」用 特約の更新・終身変更)

1. 第30条の(2)をつぎのとおり変更し、(3)をつぎのとおり追加します。

(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第30条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎのとおり取り扱います。

(途中省略)

- (2) 第1条(特約の締結および責任開始期)第5項、第7条(特約の復活および繰下復活)第2項、第8条(告知義務違反による解除)、第9条(重大事由による解除)、第16条(管轄裁判所)および第17条(主約款の規定の準用)中「主契約の普通保険約款」または「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第3条(特約保険金の支払に関する補則)第8項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

2. 第36条をつぎのとおり変更します。

(無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕等に付加する場合の特則)

第36条 この特約をつぎの各号に定めるいずれかの特約が付加されている無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕、無配当特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕または無配当10大疾病保障保険〔Ⅱ型〕(以下本条において「本則」といいます。)に付加する場合には、第2項および第3項のとおり取り扱います。

- (1) 特定疾病ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕
 - (2) 特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕
 - (3) 10大疾病ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕
 - (4) 生存給付金特則
- ② 第2条(特約保険金の支払)ならびに第3条(特約保険金の支払に関する補則)第2項および第3項に定める死亡保険金額は、本則の死亡保険金額ならびに前項に定める特約の死亡給付金額および死亡保険金額(以下「特約の死亡給付金額等」といいます。)を合算した金額とします。
- ③ 第2条(特約保険金の支払)ならびに第3条(特約保険金の支払に関する補則)第2項および第3項に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における本則の死亡保険金額および特約の死亡給付金額等の割合に応じて、本則の死亡保険金額および特約の死亡給付金額等から指定されたものとします。

-MEMO-

-MEMO-

太陽生命保険株式会社

【本社】

〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

【お客様サービスセンター】

電話番号 0120-97-2111 (通話無料)

営業時間 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時

(祝日・年末年始(12月30日～翌年1月4日)は休業します)